第三十五条の三第七項中「認定産業高度化・事業革新措置実施計画（第五項）」を「第四項の認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画（第六項）」に改め、「もの」の下に「。以下この節において「認定産業高度化・事業革新措置実施計画」という。」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」の下に「及び第五項」を、「前項の」の下に「規定による変更の」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前項」を「第四項」に、「者（以下」を「者（以下この節において」に改め、「（以下「認定産業高度化・事業革新措置実施計画」という。）」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　沖縄県知事は、前項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画の概要を公表するものとする。

第三十五条の三に次の二項を加える。

9　沖縄県知事は、認定産業高度化・事業革新措置実施計画が第四項各号のいずれかに該当しないものとなったと認めるときは、認定事業者に対して、当該認定産業高度化・事業革新措置実施計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

10　沖縄県知事は、前二項の規定により第四項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

第三十五条の四を削る。

第三十五条の五に見出しとして「（認定産業高度化・事業革新措置実施計画の実施状況の報告）」を付し、同条中「沖縄県知事は、認定事業者に対し」を「認定事業者は、主務省令で定めるところにより」に、「報告を求めることができる」を「、毎年、沖縄県知事に報告するものとする」に改め、同条を第三十五条の四とし、同条の次に次の二条を加える。

（中小企業信用保険法の特例）

**第三十五条の五**　普通保険又は無担保保険の保険関係であって、産業高度化・事業革新関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証であって、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って産業高度化・事業革新措置を実施するために必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

| 第三条第一項 | | 保険価額の合計額が | 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三十五条の五第一項に規定する産業高度化・事業革新関連保証（以下「産業高度化・事業革新関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ | 産業高度化・事業革新関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ |
|---|---|---|---|---|
| 第三条の二第一項 | | 保険価額の合計額が | | |
| 第三条の二第三項 | 当該借入金の額のうち | 当該債務者 | 産業高度化・事業革新関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち | 産業高度化・事業革新関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者 |

2　普通保険の保険関係であって、産業高度化・事業革新関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3　普通保険又は無担保保険の保険関係であって、産業高度化・事業革新関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

**第三十五条の六**　中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一　中小企業者が認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って産業高度化・事業革新措置を実施するために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二　中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って産業高度化・事業革新措置を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2　前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育成株式会社法の規定の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号に掲げる事業とみなす。

第三十六条中「提出産業高度化・事業革新促進計画」を「産業イノベーション促進地域」に改め、「認定事業者」の下に「（当該認定事業者が認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って実施する産業高度化・事業革新措置が当該区域における産業高度化又は事業革新に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者に限る。）」を加え、「並びに建物及びその附属設備」を「、建物及びその附属設備並びに構築物」に改める。

第三十七条中「提出産業高度化・事業革新促進計画」を「提出産業イノベーション促進計画」に、「産業高度化・事業革新促進地域」を「産業イノベーション促進地域」に改め、「認定事業者」の下に「（前条に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。）」を加え、「若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地」を「、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地」に改める。

第三十八条中「提出産業高度化・事業革新促進計画」を「提出産業イノベーション促進計画」に、「産業高度化・事業革新促進地域」を「産業イノベーション促進地域」に改める。

第三十九条を次のように改める。

（施設等の整備）

**第三十九条**　国及び地方公共団体は、提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域における製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の振興を促進するために必要な次に掲げる施設等の整備の促進に努めるものとする。

一　共同流通業務施設（トラックターミナル、倉庫又は荷さばき場であって、相当数の企業等に利用させるためのものをいう。）、工場用地等（工場用地その他の製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する土地をいう。）、道路、港湾施設、工業用水道及び通信運輸施設

二　当該区域内の工場等（工場その他の製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業を行う事業場をいう。）に使用される者に対してその就業上必要な教育又は職業訓練を行うための施設

第四十条中「提出産業高度化・事業革新促進計画」を「提出産業イノベーション促進計画」に、「産業高度化・事業革新促進地域」を「産業イノベーション促進地域」に、「前条に規定する」を「前条各号に掲げる」に、「区域内の産業高度化及び事業革新」を「区域における産業のイノベーション」に改める。

第四十一条第一項中「沖縄県知事は」の下に「、基本方針に即して」を加え、同条第二項に次の二号を加える。

四　前号の措置の実施を通じて国際物流拠点産業の集積が図られることにより見込まれる効果

五　第四十二条の二第一項に規定する国際物流拠点産業集積措置実施計画の同条第四項の認定に関する基本的事項

第四十一条中第三項を削り、第四項を第三項とし、同条第五項中「よう努める」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とする。